

気象台からの防災メモ「津波警報が変わります」

—平成25年3月7日（予定）から運用開始—

東日本全域に未曾有の大災害をもたらした東北地方太平洋沖地震一。特に津波による被害は甚大でした。この地震に対して当初発表した津波警報は、実際の津波を大きく下回るなど、津波警報の発表に関する課題が指摘されました。気象庁では、このような津波による被害の軽減を図るため、有識者や各防災関係機関と協力して、津波警報の改善に取り組んできました。そして、震災から約2年を迎える平成25年3月7日から、「新しい津波警報」の運用を開始します。

新しい津波警報のもっとも大きな変更点は、警報の発表方法の見直しです。これからの津波警報は、津波の高さを小さく予想することを防ぐため、巨大地震発生時に限りその海域における最大級の津波を想定して発表します。このとき、最初の津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」、「高い」という表現で発表し、非常事態であることを伝えます。また、観測された津波の高さがまだ十分小さいうちは、数値で表わさずに「観測中」という表現で発表します。これは、まだ津波が小さいうちに観測された値を見て、これが最大だと誤解してしまうと、避難の足を鈍らせてしまう危険があるためです。これらの他、これまで8段階で発表していた「予想される津波の高さ」を5段階に集約する、などの変更も行います。

さらに、沖合で観測された津波の観測値を今まで以上に活用した「沖合の津波観測に関する情報」を新設しました。この情報では、津波が沿岸に到達する前に、沖合で観測された津波の高さをいち早くお伝えします。また沖合の観測値をもとに、津波が沿岸に到達する時刻及び津波の高さをより正確に推定して発表します。

津波警報は、津波による災害の発生が予想される時に発表する重要な情報です。津波警報を見聞きしたら、直ちに安全な場所への避難をお願いします。

気象庁では、皆様に新しい津波警報・津波情報を正しく理解していただき、上手に活用していただくことで、少しでも津波災害を減らしたいと考えております。

新しい津波警報の解説を、室蘭地方気象台ホームページに掲載しておりますので、こちら是非ご覧ください。

【<http://www.jma-net.go.jp/muroran/>】

区分	予想される津波の高さ	
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の場合 の表現
大津波警報	10m超 (10m超)	巨大
	10m (5m超～10m以下)	
	5m (3m超～5m以下)	
津波警報	3m (1m超～3m以下)	高い
津波注意報	1m (20cm以上1m以下)	(表記しない)

予想される津波の高さの新しい発表区分

【お問い合わせ先】 室蘭地方気象台 防災業務課 電話 0143-22-4249

平取町外2町衛生施設組合からお知らせ

『直接搬入ゴミの受入時間が変わりました。』

4月1日より平取町外2町衛生施設組合清掃センター直接搬入ゴミの受入時間が次のとおり変更となります。

平日 8時40分から16時30まで

土曜日 8時40分から11時30まで

〔日高町クリーンセンターの受入日時は変更ありません〕

- ※ 『もえるごみ』に『資源ごみ』の「その他の紙類」・「その他のプラスチック類」を混入して持ち込まれる方がいますので、必ず分別してください。
- ※ 『段ボール』は『資源ごみ』です。『もえるごみ』ではありません。必ず分別してください。
- ※ 直接搬入する場合は、ゴミの重量に対し10キログラムにつき70円の手数料を現金でいただきますので、ごみ指定袋で持ち込まれても手数料はいただきます。ごみ指定袋は使用しないでください。また、市販のごみ袋を使用する場合は必ず中身の確認できる透明又は半透明のものを使用してください。

【お問い合わせ先】 平取町外2町衛生施設組合 電話 01457-2-2024

「日高町小規模工事等契約登録制度」について

この制度は、日高町建設工事競争入札参加有資格者でない方が、町の発注する建設工事に係る修繕等工事のうち小規模な工事を受注することができる制度で、町内で建設業を営む方の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

この制度で契約できる小規模工事等の範囲は、その工事等内容が軽易でかつ履行の確保が容易なもので、1件あたりの請負金額が20万円未満のものです。

【登録の条件】

登録できる方は、日高町に主たる営業所又は住所を有し建設業を営んでいる方で、建設業許可の有無、経営組織、従業員数は問いませんが、次のいずれかに該当する方は、登録することはできません。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない方。
- (2) 既に日高町建設工事競争入札参加有資格者名簿に登録されている方。
- (3) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を有しない方。
- (4) 町税を滞納している方。

【登録の方法】

登録を希望する方は、「日高町小規模工事等契約登録申請書」に次の書類を添付し提出してください。

- (1) 町税の納税証明書
- (2) 希望する業種を履行するために必要な資格、許可、免許等を証明する写し。
- (3) 個人事業主の方は、身分証明書又は写し、法人の方は、商業登記簿謄本又は写し。

【登録の受付】

登録の受付期間は、平成25年3月1日(金)から平成25年3月15日(金)まで行います。

登録の有効期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間となります。

なお、登録の受付は、上記期間終了後については、随時受付をしています。登録の有効期限は登録された日から平成27年3月31日までとなります。

また、平成24年度に登録申請をされ、すでに登録許可を受けられている方につきましては、変更等がない場合は申請の必要はありません。

【お問い合わせ・登録受付先】

- ・日高町役場 建設課(管理・土木・都市計画G) 電話 01456-2-6186
- ・日高総合支所 施設農林課(建設・管財G) 電話 01457-6-2084

水道管の凍結にご注意ください

寒さが厳しくなると、昼間でも水道管が凍結します。日中暖かくても、夕方からは気温がグングン下がります。水道管が凍結すると、水が使えなくなるばかりでなく、修理代などの出費がかさむこととなります。夜間他、外出するときや日中でも寒さが厳しいときは、水抜き栓(元栓)を最後まで操作して水を落とすなど普段から注意してください。

— 日高町指定水道業者 —

門別地区 (01456)	富川地区	(有)門別清掃社 2-0382	工藤設備工業(株) 2-1775
		(株)豊島組 2-1387	日胆暖房工業 2-1729
		(株)浜口 2-2555	佐々木設備 3-1340
	本町地区	(有)大熊 2-5252	
	厚賀地区	(株)ナヴィズ福岡 5-2333	(株)中村産業 5-6655
日高地区 (01457)		(株)日栄工業日高支店 6-7010	松浦電機(株) 6-3230

【お問い合わせ先】 門別地区 → 水・くらしサービスセンター(電話 01456-2-1334)
日高地区 → 施設農林課(電話 01457-6-2024)